

大使館便り

第222号 令和3年9月8日
在ポルトガル日本国大使館

1. 牛尾大使からのご挨拶

本邦では東京五輪の余韻も冷めやらぬなか、東京パラリンピックが開催され、先日無事に閉会しました。東京は夏季パラリンピックが2回開催された世界で最初の都市となりました。多様性や共生社会といったメッセージを、国籍に関係なく、ひたむきなアスリートの皆さんのご活躍を通じて、世界で共有することができた大会ではなかったかと考えます。今大会の準備と開催に携われた内外の全ての方々に深く敬意と感謝を表します。

また、本邦では、菅総理が自由民主党総裁選挙への不出馬を表明するなど、にわかには政治の季節の色を帯びて参りました。ご高承のとおり、衆議院は本年10月21日に任期満了を迎えます。解散の有無にかかわらず、もとより国政選挙（第49回衆議院議員選挙）が行われる見込みですので、在留邦人の皆様におかれましては、この機会に今一度、在外選挙制度についてご確認ください。（本号の4. 領事関係の（3）在外選挙をご参照ください。）

ポルトガルではワクチン接種が進み、去る8月23日からはコロナ禍対策の行動規制にかかる段階的緩和計画の第二弾が実施に移されました。こうして当局による緩和が進む毎に、これまで当館として制限してきた対面による各種活動も増やすことができますので、本使も館員も皆様とお目にかかる機会が増えてくると存じますところ、その折りにはどうぞ宜しく願い申し上げます。

2. 政治・経済関係

（1）レベロ・デ・ソウザ大統領、ブラジル大統領と会談

7月30日から8月2日にかけて、レベロ・デ・ソウザ大統領はブラジルを訪問しました。レベロ・デ・ソウザ大統領は、7月30日にルーラ元大統領、31日にテメル前大統領及びカルドーゾ元大統領、ドーリア・サンパウロ州知事、8月2日にリラ連邦議会下院議長及びボルソナール大統領とそれぞれ面会しました。ボルソナール大統領との昼食会后、レベロ・デ・ソウザ大統領は「ボルソナール大統領との昼食会はポルトガル・ブラジル間及びポルトガル人・ブラジル人の間における多くの共通点を際立たせるものとなった。我々には協力関係の強化、ポルトガル語圏諸国共同体における経済関係の深化、EU・メルコスールFTAの締結を始め、実現すべき多くのことがある。」と今般ブラジル訪問の意義を説明しました。

（2）サントス・シルヴァ外相、スペイン外相と会談

8月4日、サントス・シルヴァ外務大臣は、リスボンでスペインのホセ・マヌエル・アルバ

レス外務・EU・協力大臣と会談を実施しました。7月12日に就任したホセ・マヌエル・アルバレス大臣にとって、今般ポルトガル訪問は初のEU加盟国訪問となりました。会談では、第32回ポルトガル・スペイン首脳会談について議論が交わされ、同首脳会談は10月28日にスペインのトゥルヒージョで開催される旨決定されました。サントス・シルヴァ大臣は、「同首脳会談での議題はアレンテージョ及びポルトを起点とするポルトガル・スペイン間国際鉄道整備計画となるだろう。」と説明し、ホセ・マヌエル・アルバレス大臣は「首脳会談が両国の継続的な関係に資するものとなることを望む。両国を接続する鉄道網の発展及び刷新はEUにとっても非常に重要である」と述べました。また、両外相は新型コロナ禍での協力、EU経済の復興、ベネズエラ情勢、モザンビーク情勢、サヘル情勢での連携について意見を交わしました。

(3) 緊急事態宣言の発令及び活動制限緩和計画の進展

8月20日、政府は閣議を実施し、8月18日に国内におけるワクチン接種完了者数が人口の7割に達したことを踏まえ、8月23日まで発令していた「災害事態宣言」を一段階低い「緊急事態宣言」に切り替える旨決定しました。同宣言は9月30日まで効力を持ちます。閣議後の会見でヴィエイラ・ダ・シルヴァ閣議大臣は「全人口の7割がワクチン接種を完了したため、7月に定めた新方針に則り、制限措置の緩和を進める旨決定した。ワクチン接種の速度が速かったため、当初想定されていた9月上旬ではなく、8月中に緩和を進められることとなった。今般流行は、冬の第3波と比較して医療の逼迫も危険水準に達しないまま推移している。経済活動の再開が進みながらも、望まれた水準へと推移しており、ワクチン接種が進んだ効果であると言えよう。」とワクチン接種の継続及び経済活動再開への意欲を述べました。

(4) インテルカンプス社の世論調査－8月

8月27日、ジョルナル・デ・ネゴシオス紙は、インテルカンプス社が実施した世論調査結果を発表しました。新型コロナウイルス感染症への対応が続く中、与党・社会党（PS）の支持率は34.7%（前月比0.1ポイント減）に減少し、最大野党・社会民主党（PSD）の支持率は25.1%（同1.7ポイント増）と先月から増加しました。PSとPSDの支持率の差は9.6ポイント（前月比1.8ポイント減）に減少しました。その他主要政党では、左翼連合（BE）及び自由党（Livre）の支持率が増加し、シェーガ党及び統一民主連合の支持率が減少しました。同社による最近の政党別支持率は以下のとおりです。

政党別支持率推移

政党	3月	4月	5月	6月	7月	8月
社会党 (PS)	37.6	36.2	37.9	34.6	34.8	34.7
社会民主 (PSD)	23.6	23.3	21.7	22.4	23.4	25.1
左翼連合 (BE)	8.3	9.4	8.3	8.9	9.0	9.1
シェーガ党 (CH)	9.0	9.4	8.3	10.1	9.0	7.5
リベラル主導党 (IL)	5.3	5.0	4.2	6.4	3.1	6.1
統一民主連合 (CDU※)	5.5	5.2	5.5	6.0	6.7	5.4

人と動物と自然の党 (PAN)	2.5	4.8	4.8	5.2	4.5	3.5
民衆党 (CDS)	2.3	3.1	2.9	3.1	2.8	1.6
自由党 (Livres)	0.7	0.4	1.3	0.6	0.6	0.2

※ポルトガル共産党 (PCP)・緑の党 (PEV) の連合

(5) 第2四半期国内経済成長率の発表

8月31日、国立統計院 (INE) は2021年度第2四半期の経済成長率を発表しました。経済活動が段階的に再開した21年度第2四半期では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた2020年度同期と比較し、15.5%の成長率を記録しました。貿易部門では、経済活動再開に伴う消費の増加により、輸出が39.4%、輸入が34.3%成長しました。四半期毎の経済指標は以下の通りです。

前年同期比経済指標 (%)

年/期	20/2	20/3	20/4	21/1	21/2
内需	▲11.9	▲3.5	▲2.4	▲3.1	▲14.8
輸出	▲39.2	▲16.0	▲14.4	▲9.6	39.4
輸入	▲29.1	▲11.1	▲6.0	▲4.3	34.3
GDP	▲16.4	▲5.6	▲6.1	▲5.3	15.5

※訂正：大使館だより221号にて記載したGDP成長率の数値に誤りがありました。

正しい数値は以下の通りです。

(訂正後数値)

	20年1Q	20年2Q	20年3Q	20年4Q	21年1Q	21年2Q
EU	▲3.3	▲11.4	11.6	▲0.4	▲0.1	1.9
ユーロ圏	▲3.7	▲11.7	12.4	▲0.6	▲0.3	2.0
ポルトガル	▲4.0	▲13.9	13.4	0.2	▲3.2	4.9

3. 広報・文化関係

(イベント)

●第15回 MOTELX ホラー映画祭

下記の日程で、「第15回 MOTELX ホラー映画祭」が開催されます。同映画祭では日本のホラー映画も上映される予定です。詳細は、下記までお問い合わせ下さい。

・上映予定日本映画：

「The Samejima Incident (2020, 81')」(邦題：「真・鯨島事件」)

(9月7日 00:05 (24:05)～、Sala Manoel de Oliveira)

「Audition (1999, 115)」(邦題:「オーディション」)

(9月8日 23:45～、Sala 3)

「Om Nom Nom (2018, 3')」(邦題:「あむあむごっくん。」)

(9月10日 13:00～、Sala 2)

「I See You (2019, 9')」(邦題:「I See You」)

(9月10日 13:00～、Sala 2)

「Spirited Away (2001, 125')」(邦題:「千と千尋の神隠し」)

(9月11日 15:00～、Sala Manoel de Oliveira)

「Fukushima 50 (2020, 122')」(邦題:「フクシマ 50」)

(9月12日 17:45～、Sala 3)

- ・日時: 9月7日(火)～13日(月)
- ・会場: Cinema São Jorge
- ・住所: Av. da Liberdade 175, 1250-141 Lisboa
- ・お問い合わせ: geral@motelx.org
- ・URL: <https://www.motelx.org/>

(報告)

●牛尾茂駐ポルトガル日本国大使による“ディアリオ・デ・ノティシァス (DN)紙”への寄稿

牛尾大使による「東京オリンピック、あらゆるレベルにおける克服」と題する寄稿文が8月15日付けディアリオ・デ・ノティシァス紙に掲載されました。概要は以下のとおりです。

『2013年9月7日、待ち望んだ知らせが日本に届いた。2020年オリンピックの東京開催決定のニュースであった。このような世界的祭典を迎えることができる榮譽に、全国民が祝い、喜びを分かち合った。そして、そのオリンピックが、前回の1964年五輪に続き再び私たちの歴史に刻まれることになるだろうと考えてはいたが、同時に別の理由で一世界的なウイルス感染拡大の状況の中行われた史上初のオリンピックとして一世界の記憶に残ることになるろうとは、当時は思いもよらないことであった。

そして、あらゆるレベルにおける困難を克服していく中、1年間の延期、苦渋の決断を経て、連帯と平和の精神のもと、16日間、スポーツの持つ団結力がより強靱であることを示すことができた。その歩みの中で、とりわけ国内において様々な批判があったことは承知しているが、国際社会は、私たちが行ってきた仕事を肯定的に評価していると信じている。組織委員会は、選手だけでなく、代表団やスタッフ、ボランティアなどの安全確保にも力を入れていた。その目標は、極めて困難で不安定な状況の中、様々な対策を計画・実施することにより、可能な範囲で達成できたと思料する。それはまさに、イベントを成功に導くべく、全員が一致団結した「力試し」であった。目標達成のため努力を惜しまず働いていただいた全ての方々に、深い感謝と敬意の念を表したい。

他方、この成功は、最高点を得ることはできなかった。様々な問題点の中でも、ウイルスの蔓延を防ぐため大きな制約がジャーナリストに課せられたし、オリンピック村以外のスペースにお

けるアスリートやその同伴者に見られた規則違反により、日本国民に一定の懸念が生じた。ご存知のように、オリンピック開催前は、パンデミックに対する懸念や不安から、日本国民の大半がオリンピック開催に賛同していなかった。日本は、感染者数の増加とワクチン接種の遅れに直面していた。しかし、競技が日を追って開催されるにつれ、国民の気持ちは変わっていった。すなわち、多くの日本人アスリートが表彰台に上る姿をテレビで目にし、大会の魔力に魅せられていったのである。実に、日本人選手の結果は、五輪史上過去最高（金メダル27個、銀メダル14個、銅メダル17個）であり、そのことはとても誇りに思う。

また、このポジティブな感覚をもたらしてくれたのは、メディアの良い仕事ぶりによるところもあると考える。テレビでは多くの関連番組が放送され、選手たちのコメントや、過酷なトレーニングを経てこの場にたどり着いたこと、家族や友人からの励ましや応援のメッセージなどが紹介された。多くの人々が、アスリートの勝利を我が事のように共感し、努力の継続による夢の実現を賞賛した。人間の能力の限界の克服を目の当たりにし、人種やメダルや国籍を超えて感動した。

そして、ポルトガルの選手の皆さん、おめでとう！素晴らしいパフォーマンスを見せてくれたポルトガルのアスリートたちを日本の次に応援していた。7月5日、共和国大統領ご臨席のもと、ポルトガルオリンピック代表団送別セレモニーにおいてお目にかかったアスリートの皆様のご活躍を、殊の外、嬉しく思う。

今月24日から、「東京2020パラリンピック競技大会」が開催される。私たちの全面的サポートと、可能な限りの安全対策の実施により、素晴らしい競技が行われるものと期待する。』

●セイヤル市主催「原爆の日」イベントへの牛尾大使の参加

広島「原爆の日」の8月6日、牛尾大使は、セイヤル市が主催する「原爆の日」イベントに参加しました。大使は、「本日、セイヤル市が広島・長崎への祈りを捧げていただいたことに感謝を申し上げる。ここに、平和の重要性の重みを感じるとともに、改めて原爆による被害者を追悼したい。そして今後も、日本・ポルトガル両国が手を取り合って人類の幸福のために発展し続けることを祈念する」旨挨拶を行うとともに、平和のシンボルであるオリーブの木をサントス・セイヤル市長と共に植林し、平和推進を祈念して1分の黙祷を捧げました。



●小野恵美 JETRO リスボン・リエゾンに対する在外公館長表彰

8月13日（金）、日本国大使公邸において、小野恵美 JETRO リスボン・リエゾンに対する在外公館長表彰の授与式が行われました。

同氏は、民間ベースでも活躍されていますが、今回は、JETRO 委嘱業務として30年近くにわたり日本企業支援及び日系関係事業に広く裨益する活動（情報提供、各種仲介・アドバイス、関連イベントの企画・調整等）に携わってこられ、当該分野を通して日本ポルトガル両国の友好親善と相互理解の促進に寄与された功績をたたえ、表彰いたしました。

なお、コロナ禍における感染予防の観点から、参加人数は極力絞り、密も避けた状態で実施しました。（受賞者夫君と友人の他、武田 JETRO パリ事務所長が参加。）

（お知らせ）

●「まるごと（A1）日本語オンラインコース」のポルトガル語版自習コースの開講

国際交流基金の日本語学習サイト「みなと」に「まるごと日本語オンラインコース（A1）」の解説言語としてポルトガル語が新たに加わりました。

本コースは、インタラクティブなeラーニング教材で、コミュニケーションのための日本語（聞く、話す、読む、書く）を総合的に学ぶことができます。

下記 URL をご参照ください。

URL : <https://www.fundacionjapon.es/jp/Actividades/Lengua-Japonesa/evento/222/marugoto-online-portugues>

●広報文化班より

今後、当館主（共）催による日本関連イベント開催に当たり、大使館便りに加えてEメールによる招待状やイベント情報の送付を希望される方は、cultural@lb.mofa.go.jpまでご連絡下さい。

4. 領事関係

（1）新型コロナウイルス感染症について

ア 新型コロナウイルスは風邪と同様にせきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い、うがい、咳エチケットの徹底、公共交通機関や閉鎖空間でのマスクの着用、なるべく人混みを避ける等の基本的な感染症対策につとめてください。日頃から保健総局のホームページや報道等により最新の情報を入手するようつとめてください。また、大使館ホームページにも関連情報を掲載していますので御利用ください。

〈参考〉

ポルトガル政府ホームページ（ポルトガル語）

<https://www.portugal.gov.pt/pt/gc22>

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

ポルトガル保健省保健総局新型コロナウイルス総合ページ

<https://www.dgs.pt/corona-virus>

内閣官房ホームページ

<https://corona.go.jp/>

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

イ なお、新型コロナウイルスに係る東洋人に対する風評被害（感染者であるかのごとく扱われる被害）等について、お心あたりのある方は、当館領事班へ御連絡くださるようお願いいたします。

（２）日本へ（一時）帰国をお考えの方へ

ア 6月21日、日本政府は、ポルトガルを「変異株 B.1.617（いわゆるデルタ株）指定国・地域」に指定しました。この指定に基づき、日本時間6月24日（木）午前0時以降にポルトガルから日本へ入国される方は、日本上陸後に検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設）において3日間の待機が求められ、3日目に改めて検査を受け陰性と判定された場合には、上記宿泊施設を退所の上、入国後14日間の残りの期間を自宅等で待機して頂くこととなります。また、全ての入国者・再入国者及び帰国者は出国前72時間以内の検査証明の提出及び入国時の検査が求められており、この措置も当分の間継続されます。4月19日以降、検疫における同検査証明の確認が一層厳格化され、厚生労働省が有効と認める検査検体及び検査方法以外による検査証明は、空港の検疫所及び航空会社により無効なものと取り扱われますので、十分御留意ください。なお、上記検査検体及び検査方法等を確認する方法として早見表が、また、検査証明書に関するQ&Aも公表されていますのでそれぞれ以下のリンクから御確認ください。

早見表：<https://www.pt.emb-japan.go.jp/files/100206716.pdf>

Q&A：[100228788.pdf](https://www.pt.emb-japan.go.jp/files/100228788.pdf) ([emb-japan.go.jp](https://www.pt.emb-japan.go.jp/))

イ 上記検査証明書の様式につきましては、以下のリンクからポルトガル語版（英語併記）も利用が可能です。依然、任意の様式の利用も可とされていますが、その場合は、航空機への搭乗や本邦入国時の内容確認において時間がかかるほか、必須項目が1つでも欠けていると搭乗が拒否されたり、検疫法に基づく入国拒否となるおそれもありますので、極力指定の様式をご利用ください。同様式での証明が行える当国内の医療機関・検査機関のリストも当館ウェブサイトに掲載しています。

ポルトガル語/英語版検査証明書：<https://www.mhlw.go.jp/content/000806508.pdf>

医療機関・検査機関リスト：<https://www.pt.emb-japan.go.jp/files/100178283.pdf>

ウ また、入国時、14日間の公共交通機関不使用並びに自宅又は宿泊施設での待機、位置情報の保存、保健所等から位置情報の提示を求められた場合の対応に関する「誓約書」の提出も引き続き求められています。

（３）在外選挙

ア 在外選挙人名簿への登録

在外投票を行うには、在外選挙人名簿に登録し、あらかじめ在外選挙人証を取得しておく必要があります。在外選挙登録申請手続きについては以下のリンク先を御参照ください。
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>

イ 本年中に見込まれる国政選挙

本年秋までに衆議院議員総選挙等が実施される予定です。在外選挙人名簿に登録され、在外選挙人証をお持ちの方は、「在外公館投票」、「郵便等投票」、「帰国投票」の3つの投票方法により国政選挙（補欠選挙・再選挙を含む衆議院議員、参議院議員の選出選挙）に投票することができます。

海外からの在外選挙の投票方法としては、「在外公館投票」のほか、「郵便等投票」が可能です。「郵便等投票」は、新型コロナウイルス感染防止の一助にもなりますので、当国（地）の郵便事情を御確認の上、御活用ください。

「郵便等投票」は、在外選挙人名簿に登録された方が、海外から登録先の市区町村選挙管理委員会に対し、直接、投票用紙を請求し、投票用紙の交付を受け、記載済みの投票用紙を登録先の市区町村選挙管理委員会に郵送する投票方法です。投票用紙の請求・交付・送付に、選挙管理委員会との間で1往復半のやりとりを要するため、「郵便等投票」の手続には一定の時間がかかります。投票用紙は、選挙の公示日を待つことなくいつでも請求することができますので、「郵便等投票」を御利用の方は、お早めに請求してください。

なお、「郵便等投票」のために投票用紙の交付を受けた後でも、「郵便等投票」から「在外公館投票」に投票方法を切り替えることは可能です。

ただし、「郵便等投票」のために投票用紙を登録先の市区町村選挙管理委員会に請求する際、投票用紙等請求書と共に在外選挙人証を送付する必要があります。在外選挙人証が選挙管理委員会から返送されるまで、「在外公館投票」により投票することができませんので、御注意ください。

ウ 特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方で、一定の要件に該当する方は、令和3年6月23日以後に、その期日を公示又は告示される選挙から「特例郵便等投票」が可能になりました。

在外選挙人名簿に登録されている方につきましても、帰国中に、新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養等を行い、一定の要件に該当する場合は、「特例郵便等投票」の対象になります（ただし、衆議院議員又は参議院議員の選挙における投票に限ります）。詳細は以下のリンクを御覧ください。
https://www.soumu.go.jp/main_content/000755432.pdf

（４）日本国内の空港における税関検査上電子申告ゲートの導入

現在、日本国内の6空港（成田国際空港、羽田空港、関西国際空港、中部国際空港、福岡空港及び新千歳空港）においては、税関手続の円滑化を図ることを目的として、税関検査場電子申告ゲートが導入されています。同ゲートの利用はIC旅券保持者に限られますが、人と人の接触を軽減するものでもあり、新型コロナウイルス感染症対策としても推奨されています。ご利用に当たっては、あらかじめ、以下のリンクから税関申告アプリをダウンロードいただきますようお願いいたします。

<https://itunes.apple.com/jp/app/id1454991621>

<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.customs.EGateMobile>

(5) 在留届に関するお願い

近年、海外で生活する日本人が急増し、このため海外で事件や事故等思わぬ災害に巻き込まれるケースが増加しています。万一、在留邦人の皆様がこのような事態に遭われた場合には、日本国大使館や総領事館は「在留届」を基に皆様の安否確認や援護活動を行っています。

また、大規模事件・事故、テロ事件、大規模自然災害などの緊急事態発生時、「在留届」を提出いただいた方々には、安全に係る情報を提供しています。

「在留届」は、旅券法において、日本国外に住所または居所を定めて3ヶ月以上滞在される日本国籍者を対象にその提出が義務づけられています。もし、ポルトガルに在住しておられるご友人・知人で、まだ在留届を提出していない方がおられましたら、届出を行うよう御案内ください。

届け出はこちらから→ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

また、ポルトガル国内で転居、日本への帰国、他国への転出等、在留届の届出事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を下記領事班あてにご連絡いただきますようお願いいたします。

(6) 第三国出国の際の「たびレジ」登録のお願い

在留届を提出されている在留邦人の皆様は、普段は海外安全情報配信サービス「たびレジ」に登録する必要はございません。しかし、休暇、出張等、第三国にお出かけの際には、是非「たびレジ」の登録をお願いいたします。「たびレジ」に登録すると、渡航先の大使館・総領事館から、日本語で最新の安全情報がメールで届きます。また、昨今の新型コロナウイルス感染症の流行を含め大規模な事件・事故、テロ、自然災害等緊急連絡のメールが届き、安否の確認や必要な支援などを受けることができます。

ご登録はこちらからお願いします→ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

(7) マイナンバーカードの取得について～海外から帰国したら～

ア あらゆるモノやサービスがインターネットでつながるこれからの時代において、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするためには、安全で確実な本人確認ができることが大前提になります。マイナンバーカードは、そのような時代に不可欠な本人確認ツールであり、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤となるものです。

イ マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、顔写真入りの公的な身分証明書です。また、マイナンバーカードを持っていると、役所に行かなくてもお近くのコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できます。毎日朝6時半から夜11時まで利用でき、役所の窓口で手続をするよりも手数料が安くなる市区町村もあります(※市区町村によって手数料・サービス内容が異なります)。また、マイナンバーカードを用いてe-Taxによる確定申告をはじめ色々な手続や契約を行うことも可能です。2021年3月からは、マイナンバーカードは健康保険証としても使えるようになりました。病院や薬局の受付でカードリーダーにマイナンバーカードをかざせば、カードのICチップによりオンラインで保険資格の確認ができます。同3月の利用開始時点で全国の

医療機関や薬局の6割程度においてまた、令和5年（2023年）3月末にはおおむね全ての医療機関や薬局においてカードリーダーが導入される予定です。

ウ マイナンバーカードは健康保険証として機能するので、就職や転職、引っ越しをした場合でも保険証の切替えを待たずにマイナンバーカードで医療機関の受診や薬局での受付ができる他、高額療養費の限度額認定証や高齢者の方の高齢者受給者証など健康保険証以外の書類の窓口への持参が不要になります。このように、マイナンバーカードを持つと本人活用が必要になる様々な手続きの場面で利便性が高まるといえます。

エ カードの交付手数料は無料です。まだお持ちでない方は、御帰国後速やかに取得申請を行うようお勧めします。

（8）当館領事業務へのご意見募集

当館では、領事サービスの向上を図るため、皆様からのご意見を募集しています。些細な事柄でも結構ですので、ご意見・ご要望等があれば、お気軽に下記領事班あてにE-mailにて御連絡ください。

在ポルトガル日本国大使館（領事班）

住所：Avenida da Liberdade 245-6 1269-033 Lisboa

TEL：21-311-0560 FAX：21-354-3975 E-mail：consular@lb.mofa.go.jp